

**2022年度同志社大学大学院司法研究科**  
**履修免除試験問題解説**  
**民事訴訟法**

**第1問** (配点：3点×5＝15点)

民事訴訟法の基本的な知識・理解を問う○×問題である。解答は以下の通りとなる。

- (1) × 発送の時に送達があったものとみなされる (民訴 107 条 3 項)
- (2) ○ 最判平 16・3・25 民集 58 卷 3 号 753 頁 [百選 29 事件]
- (3) × 補助事実
- (4) × 専門委員の説明の内容は証拠資料とならない
- (5) ○ 最高裁判所には再抗告についての裁判権は与えられていない (裁 7 条 2 号)

**第2問** (配点：15点)

訴訟能力についての知識・理解を問う問題である。

未成年者は訴訟能力を欠き (民訴 28 条)、法定代理人によらなければ訴訟行為をすることができない (民訴 31 条)。裁判所は、訴訟能力の欠缺に気付いた場合、一定の期間を定めて、その補正を命じなければならない (民訴 34 条 1 項)。具体的には、親権者等の法定代理人を出頭させ、それまでの手続についての追認 (同条 2 項) を促すといった取り扱いをすることになる。

**第3問** (配点：15点+25点+30点＝70点)

事例問題の分析を通じて、管轄 (併合請求の裁判籍)、共同訴訟 (共同訴訟人間の証拠共通)、判決効 (反射効) についての知識・理解を問う問題である。

問 (1)

土地管轄は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所に認められる (民訴 4 条 1 項)。本問における京都地方裁判所は、Y の普通裁判籍である住所 (同条 2 項) を管轄するので、まず、Y について土地管轄が認められる。そして、Y と Z を被告とする本件訴訟は、民訴法 38 条前段に当たる共同訴訟であるため、民訴法 7 条但書により併合請求の裁判籍が生じ、Z についても京都地方裁判所に土地管轄が認められる。

問 (2)

本件訴訟が通常共同訴訟であることを前提とすると、共同訴訟人独立の原則 (民訴 39 条) が妥当する。しかし、本問において問われている共同訴訟人間の証拠共通については、通説・判例 (大判大 10・9・28 民録 27 輯 1646 頁、最判昭 45・1・23 判時 589 号 50 頁) において、例外として肯定されている。その根拠として、証拠共通を否定して裁判所に不自然な事実認定を強いることは、自由心証主義 (民訴 247 条) に対する不当な制約であることなどが挙げられる。

問 (3)

XY間の訴訟における請求棄却判決の既判力のZへの拡張については、Zが民訴法 115 条 1 項各号のいずれにも該当しないため、通常は否定されることとなる。もっとも、保証債務には附従性 (民法 448 条) があるにもかかわらず、Zが敗訴し、さらにZからYに求償することでできてしまうと、スワリの悪い解決となる。そこで、反射効 (当事者間に既判力が生じたことが、当事者と実体法上特別な関係にある第三者に、反射的に利益または不利益な影響を及ぼす効力) をZに及ぼすことを肯定するのか、否定するのが問題となる。解答に当たっては、反射効に対する自己の立場を明らかにして検討することが求められる (関連する判例として、最判昭 51・10・21 民集 30 卷 9 号 903 頁 [百選 90 事件] 参照)。